

大和町立小学校適正配置等検討委員会設置要綱

令和7年12月25日
教育委員会告示第14号

(設置)

第1条 大和町立小学校（以下「小学校」という。）の今後の適正規模及び適正配置等について検討するため大和町立小学校適正配置等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、大和町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 小学校の適正配置等計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、小学校の適正配置等について教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域関係者
- (3) 小学生の保護者で町内に在住する者
- (4) 未就学児の保護者で町内に在住する者
- (5) 小・中学校関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に欠員が生じたときは、必要に応じ委員を補充することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議は、公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合であって、出席委員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

(意見交換の機会)

第7条 検討委員会は、必要があると認めるときは、小・中学生の保護者、そのほか小学校の適正配置等計画に関し教育委員会が必要と認める者（委員である者を除く。）と意見交換する機会を設けることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。